



SU31531401

この書面では、「おとなの自動車保険」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

ご案内：各項目に表示しているマークは次の内容であることを示しています。

契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報：ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり」または「普通保険約款・特約集」に記載していますので、あわせてご確認ください。ご不明な点は当社までお問い合わせください。

しおり このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり」に詳細の記載があります。

▶ **保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットしている場合)**が異なる場合は、この書面の記載事項を記名被保険者・車両所有者に必ずご説明ください。

用語のご説明

この書面で使用している保険用語のご説明です。

用語(五十音順)	内容
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券またはマイページの契約内容詳細画面の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
ご家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
ご契約のお車	補償の対象となるお車をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
前契約	今回加入いただくご契約の保険始期日から過去13ヶ月以内に加入していた直前のご契約で、記名被保険者(配偶者や同居の親族への変更を含みます。)およびご契約のお車(車両入替が可能なお車に入替えられた場合を含みます。)を同一とするご契約をいいます。
同居	生活の本拠地として、同一家屋*に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態である方を含みます。
被保険者	保険の補償の対象となる方をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約のお申込みをされる方で、保険料の支払義務などを負う方をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
申込画面等	インターネット上のお申込内容確認と意向確認画面、契約申込書または契約引受内容確認書をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色などに基づき当社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車などの区分をいいます。

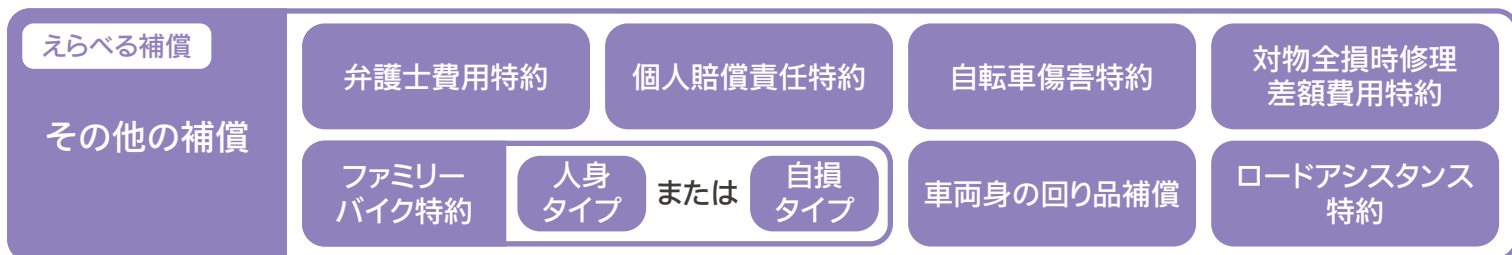
[緑色の文字]の用語については、上記「用語のご説明」をご参照ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

「おとなの自動車保険」には「基本補償」と「えらべる補償」とがあります。必ずセットされる「基本補償」に加えて、「えらべる補償」からお客さまのニーズに合わせて必要な補償を選択し、補償を組み立てていく商品となっています。



※1 人身傷害保険の「車内・車外ともに補償タイプ」を選択した場合は、人身車外補償特約がセットされます。

※2 お車の初度登録(または初度検査)年月からの経過月数に応じて選択いただけない場合があります。

(2) 主な補償内容・運転者の範囲など

① 主な補償内容

契約概要

注意喚起情報

「おとなの自動車保険」の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり」「普通保険約款・特約集」をご参照ください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(全補償項目共通)

- 地震、噴火、津波によって生じた損害または傷害
- 日本国外で生じた事故による損害または傷害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
 対人賠償保険	ご契約のお車による自動車事故により、歩行者や他のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険などの補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ●記名被保険者 ●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ●被保険者の父母、配偶者または子 など
 対物賠償保険	ご契約のお車による自動車事故により、他人のお車や建物など、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ●記名被保険者 ●ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ●被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 など

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
 被害者救済費用特約	<p>ご契約のお車の欠陥・不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用に対して保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、記名被保険者またはこれらの法定代理人の故意によって生じた損害 など
 無保険車傷害特約	<p>保険を付けていない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償を受けられない場合に被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害または傷害 ● 無免許運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって、その本人に生じた損害または傷害 など
 他車運転特約	<p>被保険者が借用中の自動車を運転中の事故(対人・対物・人傷・車両・無保険車)について、借用中の自動車(自家用8車種に限ります。)をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主として使用する自動車を運転中に生じた損害 ● 被保険者が使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車を運転している間に生じた損害 など
 人身傷害保険 【車内のみ補償タイプ】	<p>ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷したことにより被る損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p><車内のみ補償タイプ、車内・車外ともに補償タイプ共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害 ● 無免許運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって、その本人に生じた損害 など
 人身傷害保険 【車内・車外ともに補償タイプ】	<p>車内のみ補償タイプの補償内容に加え、記名被保険者およびそのご家族がご契約のお車以外の他の自動車(二輪自動車、原動機付自転車を含みます。)に搭乗中や歩行中などに自動車事故で死傷したことにより被る損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p><車内・車外ともに補償タイプ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主として使用する他の自動車(二輪自動車、原動機付自転車を含みます。)に搭乗中に生じた損害 など
 搭乗者傷害特約	<p>ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷され、事故の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に定額で保険金をお支払いします。 【死亡・後遺障害・入通院一時金補償型】 ①死亡した場合、②後遺障害を被った場合、③入院・通院した場合 【入通院一時金補償型】 入院・通院した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた傷害 ● 無免許運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって、その本人に生じた傷害 など
 車両保険	<p>衝突、接触などの偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に保険金をお支払いします。 (注) 車両保険の補償タイプの詳細は「④車両保険の種類」をご参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者などの故意または重大な過失によって生じた損害 ● 被保険者などの無免許運転、麻薬または危険ドラッグなどの影響で正常な運転ができないおそれのある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転によって生じた損害 ● 欠陥・摩滅・腐しよ・さび・自然消耗、故障損害 など

基本補償

えらべる補償

②主な特約の概要

契約概要

特約名称	特約の概要
弁護士費用特約	被保険者が自動車に関わる人身被害事故や物損被害事故に遭った場合で、相手方に対して損害賠償請求を行うときなどに負担する弁護士費用等や法律相談・書類作成費用に対して保険金をお支払いします。
個人賠償責任特約	記名被保険者およびそのご家族が自動車事故以外の日常生活の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。
自転車傷害特約	記名被保険者およびそのご家族が自転車事故によって死傷され、事故の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当した場合に定額で保険金をお支払いします。 ①死亡した場合、②後遺障害を被った場合、③入院した場合
ロードアシスタンス特約	ご契約のお車が事故、故障などで走行不能となった場合に要した応急処置費用、運搬費用などに対して保険金をお支払いします。

えらべる補償

③付帯サービスについて

契約概要

しおり 付帯サービス

ご契約のお車にかかわる事故時にA L S O K 隊員*が事故現場へかけつけ、現場の安全確保、救急車の手配、事故状況の聴取・報告などの事故対応サポートを行う「A L S O K 事故現場安心サポート」が自動セットされます。詳細は、「ご契約のしおり」「A L S O K 事故現場安心サポート利用規約」をご参照ください。 ※A L S O K (総合警備保障株式会社およびその委託先をいいます。)の警備員(ガードマン)をいいます。

④ 車両保険の種類

契約概要

しおり 車両保険の種類

車両保険の補償タイプは下表の車両保険の種類からお選びください。また「一般車両」および「車対車および限定危険」を選択した場合は、「盗難」「自宅・車庫での水災」について、補償する/補償しないをえらぶことができます。

事故例							
車両保険の種類	お車同士の事故※1	火災	落書・いたずら	台風	盗難	自宅・車庫での水災	単独事故・当て逃げ
一般車両	○	○	○	○	○	○※2	○
車対車および限定危険	○※3	○	○	○	○	○※2	×
車対車	○※3	×	×	×	×	×	×

○：補償されます。
 ○：補償する/しないをえらべます。
 ×：補償されません。

※1 ご契約のお車と二輪自動車・原動機付自転車との事故を含みます。

※2 「自宅・車庫での水災を補償しない」を選択した場合、ご自宅の車庫などのお車の通常保管場所で発生した自然災害による浸水、水没などの損害について、補償の対象外となります。

※3 「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認された場合にかぎり補償の対象となります。(当て逃げは補償されません。)

⑤ 車両保険の自己負担額

注意喚起情報

しおり 車両保険の自己負担額

車両保険には、自己負担額があり、次の7パターンからいずれかを選択いただけます。

実際にご契約いただいた自己負担額は、**申込画面等**に記載されている自己負担額の欄に表示されます。

定額方式	1回目の事故		2回目以降の事故		増額方式	1回目の事故		2回目以降の事故	
	0万円(なし)	0万円(なし)	15万円	15万円		0万円(なし)	10万円		
5万円	5万円	20万円	20万円	5万円	10万円				
10万円	10万円								

⑥ 補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

しおり 補償される運転者の範囲

補償される運転者の範囲は次のとおりです。ご契約のお車の使用目的が「日常・レジャー使用」「通勤・通学使用」の場合、次の4パターンから選択いただけます。なお、使用目的が「業務使用」の場合は、年齢を問わず補償となり、次のような運転者の範囲の制限はありません。

(ご契約のお車の使用目的についてはP5でご説明しています。)

パターン① 本人※1のみ運転	運転者限定特約 「本人補償型」 をセット	本人 ○ 補償されます。	配偶者 × 別居の未婚のお子様 × 同居の親族 × 友人・知人 × 同居の親族など × 同居のお子様 × 補償されません。
パターン② 本人、配偶者、別居の未婚のお子様※1のみ運転	運転者限定特約 「本人・配偶者・別居未婚の子補償型」 をセット	本人 ○ 配偶者 ○ 別居の未婚のお子様 ○ 年齢を問わず補償されます。	同居の親族 × 友人・知人 × 同居の親族など × 同居のお子様 × 補償されません。
パターン③ 同居のお子様※2以外の方が運転	運転者限定特約 「同居の子以外補償型」 をセット	本人 ○ 配偶者 ○ 別居の未婚のお子様 ○ 同居の親族 ○ 友人・知人 ○ 同居の親族など ○ 年齢を問わず補償されます。	同居のお子様 × 補償されません。
パターン④ 同居のお子様※2も含めて運転	運転者限定なし特約 「同居の子年齢条件設定型」 をセット	本人 ○ 配偶者 ○ 別居の未婚のお子様 ○ 同居の親族 ○ 友人・知人 ○ 同居の親族など ○ 年齢を問わず補償されます。	同居のお子様 ○※3 設定した年齢以上の方を補償します。

※1 「本人」とは記名被保険者、「別居の未婚のお子様」とは本人や本人の配偶者のいずれとも別居している未婚のお子様をいいます。

※2 「同居のお子様」とは本人または本人の配偶者のいずれかと同居しているお子様およびお子様の配偶者をいいます。

※3 運転する同居のお子様のうち最も若い方の生年月日を申告いただきます。申告を基に、保険始期日時時点の年齢を計算します。

⑦ 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償の項目ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、**申込画面等**の保険金額欄でご確認ください。

⑧ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間：1年間
- 補償の開始：保険始期日の午後4時(これと異なる時刻が**申込画面等**に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了：保険満期日の午後4時

⑨ 記名被保険者の選定について

注意喚起情報

記名被保険者は、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険などの被保険者の範囲を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方のお名前を**申込画面等**の記名被保険者の欄に設定してください。なお、設定いただいた記名被保険者と、ご契約のお車を主に使用されている方の実態に相違がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。







(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法など

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

しおり 保険料の決定の仕組み

保険料は、次の要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料は、**申込画面等**の保険料欄でご確認ください。

<p>等級別料率制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1～20等級の区分および事故有係数適用期間によって保険料が割引・割増される制度です。継続契約の等級および事故有係数適用期間は、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数などにより決定されます。 初めて契約する場合は6等級(S)になります。 すでに自家用8車種の自動車保険(他の保険会社や所定の共済とのご契約を含みます。)を11等級以上で契約している方が、前契約のない2台目以降のお車を新たに「おとなの自動車保険」で契約する場合は7等級(S)となります。 ※記名被保険者やご契約のお車の所有者が個人で、1台目の契約と所定の関係にあるなどの条件があります。 																														
<p>記名被保険者の年齢</p>	<p>記名被保険者の保険始期日時点の年齢(原則として1歳刻み)に応じて保険料が決定されます。</p>																														
<p>運転免許証の色</p>	<p>記名被保険者が保険始期日時点でゴールド免許証を所持し、年齢が21歳以上の場合はゴールド免許割引が適用されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>																														
<p>使用目的 主な使用地 前年走行距離</p>	<p>ご契約のお車の利用状況(「使用目的」「主な使用地」「前年走行距離」)に応じて保険料が異なります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>使用目的</p> <p>次の3つの中からご契約のお車の使用目的を設定ください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="background-color: #f4a460;">業務使用</th> <th style="background-color: #4a90e2;">通勤・通学使用</th> <th style="background-color: #f4a460;">日常・レジャー使用</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">  <p>「ご契約のお車」を定期的に、かつ継続して※業務(仕事)にも使用する場合</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的に、かつ継続して※通勤・通学に使用する場合</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>左記のいずれにも該当しない場合</p> </td> </tr> </table> <p>※「定期的に、かつ継続して」とは、保険始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間を通じて月15日以上の使用頻度をいいます。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>主な使用地</p> <p>ご契約のお車を主に使用する都道府県を設定ください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>北海道</th> <td>北海道</td> </tr> <tr> <th>東北</th> <td>青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県</td> </tr> <tr> <th>関東・甲信越</th> <td>東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県</td> </tr> <tr> <th>北陸・東海</th> <td>富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県</td> </tr> <tr> <th>近畿・中国</th> <td>大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県</td> </tr> <tr> <th>四国</th> <td>香川県、愛媛県、徳島県、高知県</td> </tr> <tr> <th>九州・沖縄</th> <td>福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td> </tr> </table> </div> </div> <p>前年走行距離</p> <p>契約締結日時点から過去1年間に走行した距離により、次の5つの区分の中から設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <td>3,000 km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,000 km超 5,000 km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000 km超 10,000 km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000 km超 15,000 km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 km超</td> </tr> </table> <p>(注1) 初めて自動車保険を契約する場合や中断証明書を使用して契約する場合は、上記の5区分とは異なる「新規契約区分」となります。 (注2) ご契約のお車の使用目的が「業務使用」の場合は走行距離による区分はありません。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <p>契約締結時点のオドメーター値(累計走行距離)を1km単位でご申告いただけます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>※オドメーターとは、お車が製造されてから現在までの累計走行距離を示す計器です。数値のリセットができるトリップメーターとは異なりますので、必ずオドメーターを確認のうえ、ご申告ください。</p> </div> </div> </div>	業務使用	通勤・通学使用	日常・レジャー使用	 <p>「ご契約のお車」を定期的に、かつ継続して※業務(仕事)にも使用する場合</p>	 <p>「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的に、かつ継続して※通勤・通学に使用する場合</p>	 <p>左記のいずれにも該当しない場合</p>	北海道	北海道	東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県	関東・甲信越	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県	北陸・東海	富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県	近畿・中国	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県	四国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県	九州・沖縄	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	区分	3,000 km以下		3,000 km超 5,000 km以下		5,000 km超 10,000 km以下		10,000 km超 15,000 km以下		15,000 km超
業務使用	通勤・通学使用	日常・レジャー使用																													
 <p>「ご契約のお車」を定期的に、かつ継続して※業務(仕事)にも使用する場合</p>	 <p>「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を定期的に、かつ継続して※通勤・通学に使用する場合</p>	 <p>左記のいずれにも該当しない場合</p>																													
北海道	北海道																														
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県																														
関東・甲信越	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県																														
北陸・東海	富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県																														
近畿・中国	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県																														
四国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県																														
九州・沖縄	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県																														
区分	3,000 km以下																														
	3,000 km超 5,000 km以下																														
	5,000 km超 10,000 km以下																														
	10,000 km超 15,000 km以下																														
	15,000 km超																														
<p>型式別 料率クラス制度</p>	<p>自家用(普通・小型)乗用車の保険料について、お車の型式ごとの保険事故の実績※1などにに基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは1～9の9段階※2で、補償の項目(対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定され、毎年1月1日付けで見直しを行います。 ※1 個人の実績ではなく、お客さま以外のユーザーも含めたその型式全体の保険事故の実績です。 ※2 クラス9が最も保険料が高くなります。</p>																														
<p>保険料の割引制度</p>	<p>次のような割引制度があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">インターネット割引</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">おとなの早期契約割引 (早割50日・30日)</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">おとなの2台目割引</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">新車割引</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">電気・ハイブリッド車割引</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;">自動ブレーキ(ASV)割引</div> </div>																														

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

しおり 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のいずれかからご希望の払込方法を選択ください。口座振替、お振込みは取り扱っておりません。

払込手段	払込方法	払込期日
クレジットカード(一括払)	年間保険料を一括してクレジットカードで払い込む方法※です。 ※登録いただいたクレジットカードに請求します。	契約時にクレジットカード会社へカードの有効性などの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。
クレジットカード(分割払)	年間保険料を12回に分割して、クレジットカードで毎月払い込む方法※です。 ※毎月の払込期日までに登録いただいたクレジットカードに請求します。	第1回保険料は保険始期日の属する月の翌月末日、第2回目以降はそれ以降毎月の末日となります。
払込票(一括払)	所定の払込票で年間保険料を一括して払い込む方法※です。 ※郵便局、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで手続きください。	保険始期日の属する月の翌月末日となります。 払込期日までに忘れずに払込みをお願いします。

③ 保険料の払込猶予期間などの取扱い

注意喚起情報

しおり 保険料の払込猶予期間などの取扱い

保険料は、払込方法および払込期日を **申込画面等** でご確認いただき、払込期日までに払込みをお願いします。保険料の払込みには払込猶予期間※があります。この期間中に保険料の払込みが確認できない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、当社よりご契約を解除することがあります。

※保険料の払込みのないことが故意による場合などを除き、払込期日の属する月の翌々月末日までの期間をいいます。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

「おとなの自動車保険」には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) 保険証券について

注意喚起情報

「おとなの自動車保険」では、すべてのお客さまにデジタル保険証券を発行いたします。デジタル保険証券はマイページで確認・印刷できるPDF形式の保険証券です。また、追加保険料をお支払いいただくと、従来の紙の保険証券を追加で発行することもできます。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(申込画面等への申告における注意事項)

注意喚起情報

しおり

告知義務(申込画面等への申告における注意事項)

保険契約者、記名被保険者、車両保険をセットしている場合は、車両所有者には、危険※1に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めた告知事項※2に対して事実を正確に申告する必要(告知義務)があります。申告内容が事実と異なる場合、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込画面等の告知事項※2について、誤りがないか必ずご確認ください。

※1 損害または傷害発生の可能性をいいます。

※2 インターネット上のお申込内容確認と意向確認画面には **告知事項** マーク、契約申込書や契約引受内容確認書には★マークのある項目です。

<告知事項について>

項目	告知事項
記名被保険者について	●氏名 ●個人・法人区分(注)法人はお引受けできません。 ●生年月日 ●運転免許証の色
ご契約のお車について	●車名 ●型式 ●車台番号 ●登録番号(ナンバープレート) ●初度登録(検査)年月 ●用途車種 ●主な使用地 ●使用目的 ●前年走行距離 ●オドメーター値
前契約について	●前契約保険会社名 ●前契約証券番号 ●前契約等級 ●前契約事故件数 ●前契約事故有係数適用期間 ●前契約始期日 ●前契約満期日(または解約日・解除日) ●前契約解除有無
その他の事項について	●総契約台数 ●他の現存契約の有無 ●他の現存契約がある場合はその会社名 ●複数所有新規の適用条件に係る項目

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後であっても、「ご契約者情報カード」を受領された日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

【お手続き方法】

クーリングオフの手続きは、上記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社(クーリングオフ担当)宛に必ず郵送してください。(右記の<ハガキの記入例>をご参照ください。)

【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフされた場合は、既にお支払いいただいた保険料はお返します。また、当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を、お支払いいただく場合があります。

郵便ハガキ 1706068	・クーリングオフする旨の記載 ・契約者の住所 ・契約者の氏名(押印) ・連絡先電話番号 ・ご契約者情報カード受取日 ・契約の保険種類 ・証券番号
東京都豊島区 サンシャイン60内郵便局 私書箱1112号 セゾン自動車火災保険株式会社 クーリングオフ担当 行	

ハガキの記入例

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務など

しおり

通知義務など、保険契約の引受範囲から外れる場合

① 通知義務など

注意喚起情報

ご契約後、申込画面等の通知事項※に変更が生じた場合は、遅滞なく当社にご通知ください。

ご連絡がない場合またはお手続き(異動手続きや追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、当社よりご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

※インターネット上のお申込内容確認と意向確認画面には **通知事項** マーク、契約申込書や契約引受内容確認書には★マークのある項目です。

〈ご連絡が必要となる主な通知事項〉

ご契約のお車に関する項目	その他の項目
<ul style="list-style-type: none"> ●用途車種または登録番号（ナンバープレート）が変更となったとき ●引越しなどで主な使用地（都道府県）が変更となったとき ●使用目的（日常・レジャー使用、通勤・通学使用、業務使用）が変更となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●前契約の事故件数に変更があったとき ●記名被保険者が個人から法人になったとき （注）記名被保険者が法人の場合、お引受けできませんので解約手続きが必要となります。 ●前契約が解約（解除）となったとき ●複数所有新規としてご契約いただいた場合で、その契約の始期日時点において他のご契約が有効でなくなるなど、複数所有新規の適用条件を満たさなくなったとき

また、ご契約後、次の事実が発生する場合、契約内容の変更などが必要となりますので、あらかじめ当社までお電話などでご通知ください。

ご連絡が必要となる主な変更内容	ご注意
●お車の新たな取得などで、ご契約のお車を変更（車両入替）するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約の変更手続き前に新たに取得したお車に事故が発生した際は、契約自動車の入替自動補償特約が適用される場合を除き、補償されません。 ●ご契約のお車を変更（車両入替）するときは、変更後のお車のオドメーター値と変更前のお車のオドメーター値の双方をご申告いただきます。
●ご契約のお車を譲渡するとき	ご契約のお車を譲渡した場合は、ご契約のお車について生じた事故による損害や傷害に対しては補償されません。 （補償するには譲受人へ契約の権利・義務の移転手続きが必要です。）
●配偶者、お子様が新たに免許を取得した場合や運転される別居だったお子様が同居になったなど、運転される方の範囲が変更になるとき	ご契約の変更手続き前に、運転者の範囲に該当しない方や設定した年齢未満の同居のお子様がご契約のお車を運転中の事故は補償されません。
●引越しなどにより保険契約者の住所が変更になるとき	ご連絡がない場合、ご契約や保険金のお支払いに関するお手続きがスムーズに行えないことがあります。

② 保険契約の引受範囲から外れる場合

注意喚起情報

ご契約後、次の変更が生じた場合、保険契約の引受範囲から外れるためご契約の解約手続きが必要となります。引受範囲から外れた場合、その変更が生じた時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、当社よりご契約を解除することがあります。

●ご契約のお車の用途車種が自家用8車種以外となった場合

●記名被保険者が法人となった場合

●ご契約のお車がレンタカーとなった場合

(2) 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

しおり 解約返戻金

ご契約を解約する場合は、保険契約者本人からお電話など※1で当社に速やかにご連絡ください。

解約日は、お申し出日以降となります※2。月割計算（1ヶ月未満の端日数は切り上げて1ヶ月とします。）により算出した既経過期間に対する保険料と、既にお支払いいただいた保険料との差額を返還または請求させていただきます。

※1 マイページでのお手続きが可能な場合があります。詳細は、マイページから「解約お手続きの注意事項」をご確認ください。

※2 ご契約のお車を廃車された場合などであっても解約日は廃車日ではなくお申し出日以降となります。



始期日から解約日までの保険期間に応じて払込みいただくべき保険料がある場合、追加の保険料を請求します。その払込みに応じていただけない場合は、解約日または未払込の保険料払込期日にさかのぼり、当社よりご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合、次のご契約に7等級以上の等級を引き継ぎませんので、ご注意ください。

(3) ご契約の中断制度

注意喚起情報

しおり ご契約の中断制度

次の場合で、所定の条件を満たすときは、ご契約をいったん中断したうえで、中断後の新たなご契約に等級および事故有係数適用期間を継承できる「中断制度」を利用することができます。

ご契約の中断日（解約日または満期日）の翌日から13ヶ月以内に中断証明書の発行をお申し出いただく必要があります。

中断制度が利用できる主な場合

- ご契約のお車を廃車、譲渡、リース業者への返還などで手放した場合
- ご契約のお車の車検切れ
- 一時抹消登録によりご契約のお車を使用しなくなった場合
- ご契約のお車が盗難や災害により滅失した場合
- 記名被保険者の海外渡航

など

その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時などの取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象ですので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返戻金などは8割まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額補償されます。

(2) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険の募集、金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店および外国にある事業者等を含む。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む。）があること。
 - ④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、当該企業がその取扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営その他必要と認められる範囲に限定します。当社の個人情報保護宣言、当社のグループ企業や提携先企業等については、当社の公式ウェブサイト（<http://www.ins-saison.co.jp>）をご覧ください。下記（6）の窓口（お客さま相談室）までお問い合わせください。

(3) 補償の重複に関するご注意

しおり 補償の重複に関するご注意

右記の補償・特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や**保険金額**をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

重複の可能性がある補償・特約

- 人身傷害保険（車内・車外ともに補償タイプ）
- ファミリーバイク特約（人身タイプ）または（自損タイプ）
- 弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約

（注）他車運転特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。



1 契約のみに特約をセットした場合、廃車等によりその契約を解約したときや、ご家族の状況の変化（同居から別居への変更など）により被保険者が補償の対象外になったときなど、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(4) 重大事由による解除

保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、保険金の受取りを目的として事故を発生させた場合、保険金の請求について詐欺がある場合またはこれらと同程度に信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合については、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(5) ご契約のお引受けについて

しおり ご契約のお引受けについて

継続前のご契約で事故が複数回発生した場合、ご契約の等級が1等級となる場合またはその他事故の発生状況などにより、ご契約のお引受け・ご継続をお断りすることやご契約条件を制限させていただくことがあります。

(6) 保険会社などの相談・苦情・連絡窓口

〈お手続きに関するお問い合わせ ご契約を検討中のお客さま〉

お客さまサポートセンター 通話料 無 料 **0120-163-028**

受付時間：9:00～17:30（年末年始を除きます。）

〈お手続きに関するお問い合わせ ご契約中のお客さま〉

ご継続・異動受付センター 通話料 無 料 **0120-163-037**

受付時間：9:00～17:30（年末年始を除きます。）

〈保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ〉

お客さま相談室 通話料 無 料 **0120-281-389**

受付時間：9:00～17:30
（土日祝日および年末年始を除きます。）

〈事故・ロードアシスタンスのご連絡・ご相談〉

事故・ロードアシスタンス 通話料 無 料 **0120-00-2446**

受付デスク 受付時間：24時間、365日受付

IP電話をご利用の方で上記無料通話回線が繋がらない場合は、お手数ですが以下の電話番号におかけください。

050-3786-2446（有料電話）

保険会社との間で問題を解決できない場合〈指定紛争解決機関〉

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター



0570-022-808（通話料有料）

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：9:15～17:00
月～金（祝日・休日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）